

第3回日米BSE協議・共同記者発表

平成16年4月24日

1. 4月24日、日米両政府は東京において、米国産牛肉の輸入再開問題等に関する会合を開催した。両国代表は(1)米国産及び日本産の牛肉貿易再開に向けた全体的な枠組み、及び、(2)個別の技術的・専門的事項につき協議した。
2. 同協議には、日本側から、外務省佐々江経済局長、厚生労働省遠藤食品安全部長、農林水産省中川消費・安全局長、食品安全委員会梅津事務局長ほかが、米国側から、農務省ペン次官(農業・海外農業担当)、ピアン同副次官(食品安全担当)、ランバート同副次官(マーケティング・規制担当)、タープストラ同海外農業局長、保健福祉省食品医薬品局(FDA)サンドロフ動物医薬品センター所長、国務省ウォール農務・バイオ・繊維貿易部長、オコーナー通商代表部(USTR)農務課長、及び農務省、駐日米国大使館から担当者が出席した。
3. 今次協議の結果、日米両政府は下記の点について意見の一致をみた。

(1)全体的枠組み

WGを含めた日米協議を本年夏までの間に精力的に進めるとともに、日米双方がそれぞれの国内での議論を深め、本年夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力する。

(2)技術的・専門的事項

技術的・専門的観点から議論を要する事項として、具体的には、牛肉及び関連製品の対日・対米輸出再開に係る下記の項目につき議論を進める。

- (i)BSEの定義・検査方法
- (ii)SRMの定義と除去方法
- (iii)サーベイランスのあり方
- (iv)フィードバンのあり方
- (v)国としてのカテゴリー区分
- (vi)牛の月齢鑑別方法
- (vii)その他

(3)専門家及び実務担当者会合(WG)

日米両政府は、技術的・専門的事項について議論を行うために、以下を内容とする専門家及び実務担当者会合(WG)を設置する。

(i)WGメンバーの構成

基本的に両国の専門家及び実務担当者により構成(メンバーは早急に両国の合意により確定させる。双方が適当であると合意する場合には、OIE等の知見を参考とする。)。

(ii)議論内容の扱い

食品の安全性を確保するための規則及び牛肉の安全性を含め、両国民に対する正確な情報発信に資するよう、適宜対外的にブリーフィングを行う。

(iii)タイムフレーム

本年夏までの間、毎月1回以上開催する。

(iv)局長級会合との関係

必要に応じて日米局長級会合を開催し、WGでの議論の状況の報告を受ける。

4. 次回局長級協議の開催日程について日米両政府は、5月中旬までにWGを立ち上げ、そこでの議論を踏まえた上で外交チャンネルを通じて調整をすることで一致した。

(了)